

工事入札等参加業者 各位

施設課発注営繕における不正等防止への取り組みについて（お願い）

本学における建物等の営繕[※]は、施設課にて発注を行っております（教員発注の対象外となります。本学契約事務取扱規則第2条の2参照）。

施設課では、法令等遵守はもちろんのこと、業者への不正な働きかけや情報漏洩といった「談合等の防止」に関する整備の実施、国等による研修会への参加など、職員の綱紀粛正のため積極的に取り組んでおります。

また、文部科学省工事請負等契約規則別記1 工事請負契約基準第4 3 第1項の6に基づき、「反社会的勢力の排除」について入札説明書等での説明や契約書へ条項を設けるなど行っております。

これらの取り組みは、施設課職員はもとより、施設課が発注する工事等へご参加いただく皆様のご協力が不可欠となっております。

本取り組みをご理解いただき、今後とも施設課発注工事等へのご協力をお願い申し上げます。

国立大学法人滋賀医科大学

施 設 課

※ 営繕とは、『「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事を指す』としています（国土交通省HPより）。